

③低入札価格調査制度について

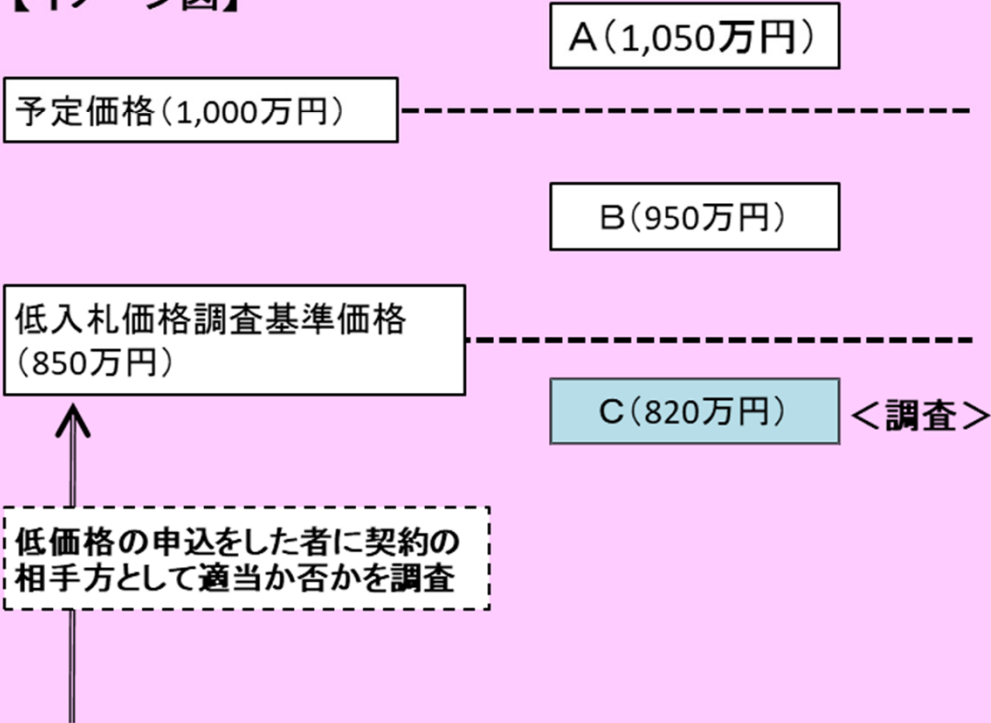
令和2年11月26日

奈良県 県土マネジメント部

低入札価格調査制度について

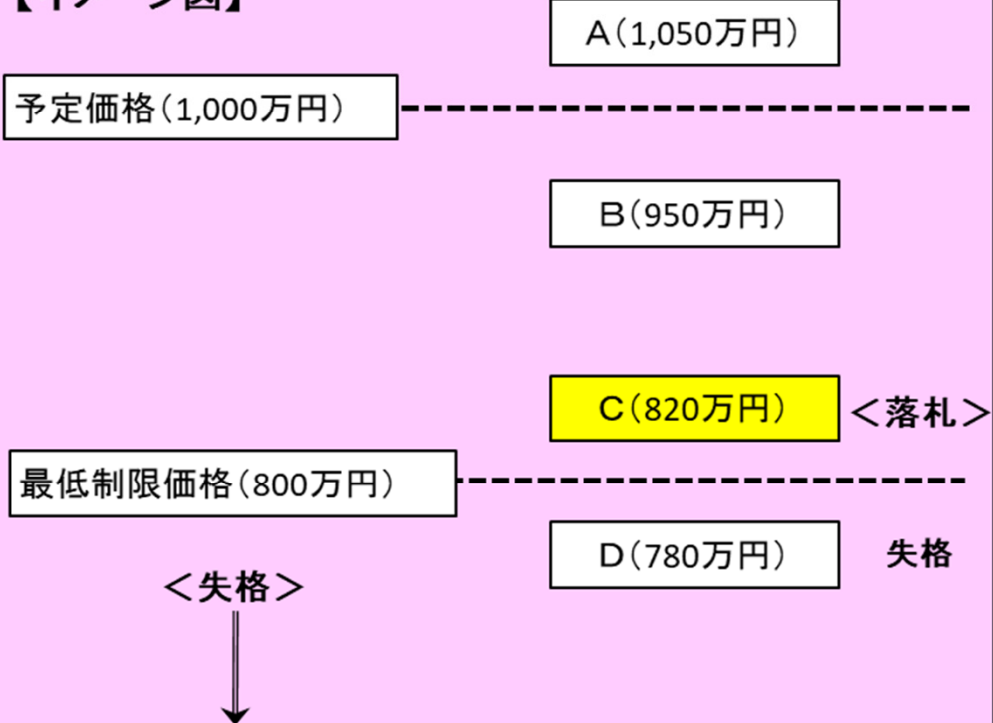
○低入札価格調査制度

【イメージ図】



○最低制限価格制度

【イメージ図】



低入札価格調査の対象

- 低入札価格調査制度の対象工事は次に掲げるものとする。
 - (1) 総合評価落札方式を適用する建設工事
 - (2) その他発注者が必要と認めた工事

低入札価格調査の調査事項

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| (1) 当該価格で入札した理由 | (10) 建設副産物等に関する事項 |
| (2) 入札価格の積算内訳 | (11) 品質確保体制に関する事項 |
| (3) 契約対象工事箇所及び調査対象者の事務所、倉庫等との関連 | (12) 安全衛生管理体制に関する事項 |
| (4) 手持ち工事の状況 | (13) 調査対象者が受注した本県発注工事を
含む公共工事の成績状況 |
| (5) 手持ち資材の状況 | (14) 調査対象者の経営内容及び経営状況 |
| (6) 資材の調達に関する事項 | (15) 調査対象者の信用状態 |
| (7) 手持ち機械の状況 | (16) その他の必要な事項 |
| (8) 労務者の具体的供給見通し | |
| (9) 過去に施工した公共工事名及びその発注者等 | |

低入札価格調査制度について

低入札工事での品質確保体制の強化と参入制限

	奈良県低入札価格調査制度に係る取扱要領より抜粋
配置技術者の追加配置	主任(監理)技術者とは別に同等程度の技術者を専任で1名配置
低入札で契約した場合の入札参加制限	<p> ○県土マネジメント部・食と農の振興部・水資源・森林・景観環境部・水道局を問わず入札参加制限 ○単体・JVを問わず入札参加制限 建設工事における過去2カ年度の工事成績評定点の平均値※が ・75点未満 単体・JVを問わず、当該契約対象工事の完成・引渡が完了するまでの期間、新たな工事への参入を認めない。 ただ、その者に過去2ヶ年度(当該契約対象工事の発注年度を含まない)で対象となる工事实績がない場合は、75点以上とみなして扱うものとする。 ・75点以上 単体・JVを問わず、当該契約対象工事の完成・引渡が完了するまでの期間、調査基準価格を下回る価格(低入札)での応札を認めない(失格) </p> <p style="text-align: center;"> 平均値は、県土マネジメント部の平均値又は食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部の平均値又は水道局の平均値のうちいずれか低い値を採用 </p> <p> ※平均点の算定については、技術管理課ホームページの「低入札価格調査制度について」の別紙1を参照して下さい。 </p>
低入札で契約した場合の監督強化	<p> 重点監督による品質強化 県土マネジメント部土木工事重点監督要領 県土マネジメント部建築工事重点監督要領 水道局建設工事重点監督要領 食と農の振興部土木工事重点監督要領 水循環・森林・景観環境部土木工事重点監督要領 </p>